

財務省告示第五十四号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平
 成十八年一月三十一日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十八年二月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（二十年）（第八十 四回）	平成十七年度における財政運営 のための公債の発行の特例等に 関する法律（平成十七年法律第 十九号）第二条第一項及び財政 融資資金特別会計法（昭和二十 六年法律第一百一号）第十一条第 一項並びに国債整理基金特別会 計法（明治三十九年法律第六号） 第五条第一項及び第五条ノ二	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号。以下 「振替法」という。）の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	札（以下「価格競争入札」とい う。）による発行（以下「価格競 争入札発行」という。）及び価格 競争入札と同時に行われる入札 であつて、財務大臣が各国債市 場特別参加者ごとに応募限度額 を定めるものによる発行（以下 「国債市場特別参加者・第 非

五

募 入 方 決 定 の

イ

入 札 発 行 争

口

国 債 市 場

特 別 参 加

者 ・ 第 一

非 価 格 競

争 入 札 発 行

六

イ

入 札 発 行 争

発 行 争 額

価 格 競 争 入 札 発 行 と い う 。

各 申 込 み の うち 応 募 額 を 順 次 割 り

も の か ら そ の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。

各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 の 申

込 み の 額 を 割 り 当 て る 。

額 面 金 額 で 六 千 四 百 三 十 二 億 円

う ち 平 成 十 七 年 度 に お け る 財

政 運 営 の た め の 公 債 の 発 行 の 特

例 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 一 項

の 規 定 に 基 づ き 発 行 し 付 け 財

債 に つ い て は 三 百 十 四 百 財

九 十 九 億 七 千 三 百 十 四 万 四 千

政 融 資 金 特 別 会 計 法 第 十 一 条

第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し

利 付 国 債 十 八 億 九 千 四 百 五 十

万 円 九 百 九 十 八 億 九 千 四 百 五 十

第 五 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き

行 した 利 付 国 債 十 四 億 九 千 五 百

面 金 額 で 四 百 六 十 七 億 五 千 四 百

四 十 五 億 七 千 五 百 四 十 四 億

規 定 に 基 づ き 発 行 し 付 け 財

百 六 十 八 億 五 千 六 百 四 十 五 万 円

十二	口					イ	十	十	九	八	口					イ	七	口										
利	行	争	非	者	特	国	入	価	発	振	額	最	行	争	非	者	特	国	入	価	払	行	争	非	者	特	国	口
率	入	入	格	・	別	債	札	格	行	替	低	額	入	入	格	・	別	債	札	格	込	入	入	格	・	別	債	口
年	札	札	競	第	参	市	場	競	行	単	額	面	札	札	競	第	参	市	場	競	金	札	札	競	第	参	市	場
二	発	発	競	加	場	場	場	行	日	位	金	金	発	発	競	加	場	場	場	行	額	発	発	競	加	場	場	場
年					額	そ	額	平	す	額	の	振	五					五	六		百	付	ノ	国				
二					面	れ	面	成	る	の	記	替	万					百	千		五	国	二	債				
・					金	ぞ	金	十	。	整	載	法	円					五	四		十	債	の	整				
〇					額	れ	額	八		数	又	の						十	百		八	に	規	理				
パ					百	の	百	年		倍	は	規						億	三			つ	定	基				
ー					円	応	円	一		の	記	定						二	十			い	に	金				
セ					に	募	に	月		金	録	に						千	五			て	基	特				
ン					つ	価	つ	三		額	は	よ						七	億			、	づ	別				
ト					き	格	き	十		に	、	振						百	四			額	き	会				
					百		百	一		よ	最	替						九	千			面	発	計				
					円		円	日		る	低	口						十	万			金	行	法				
					五		以			も	額	座						万	円			額	し	第				
					銭		上			の	面	簿										で	た	五				
					の		の			と	金											五	利	条				

十三

の経過
払込み
子

(一)

は、募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二号の規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{2.0}{100} \times \frac{42}{365}$$

(二)

発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額へただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

十四

初期
利子

平成十八年六月二十日を支払期とし、次の算式により支払った金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ)。

$$\text{額面金額} \times \frac{2.0}{100} \times \frac{1}{2}$$

二十 十九 十八 十七 十六 十五

払 者 入 払 元 償 償 後 第
込 者 札 場 利 還 還 の 二
期 参 所 金 金 期 利 期
日 加 支 額 限 子 以

平 財 日 額 平 る い 日 毎
成 務 本 面 成 利 て を 年
十 大 銀 金 三 子 を そ の 支 六
八 臣 行 額 十 七 支 の 期 月
年 か 百 七 年 払 日 以 十
一 通 円 十 十 十 前 日 及
月 知 につ 二 二 六 以 各 び
三 受 百 月 月 月 前 六 各 十
十 け 円 二 二 月 月 月 月 十
一 け 百 月 二 月 月 月 月 十
日 け 円 月 二 月 月 月 月 十